

令和 8 年度「いわて IT 企業ガイダンス」SNS 広報業務

業 務 仕 様 書

令 和 8 年 3 月

岩手県盛岡広域振興局

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する令和8年度「いわてIT企業ガイダンス」SNS広報業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が委託する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 目的

県が、本県のIT産業を支える人材の確保・育成の推進に向けて、多くの学生に県内IT関連企業の魅力を発信し、理解度向上につなげることを目的として開催する「いわてIT企業ガイダンス」について、学生が情報収集手段としてSNSを利用している状況を踏まえ、SNS広告を活用した効果的な広報を実施し、「いわてIT企業ガイダンス」への学生等の参加拡大を図るもの。

#### 【参考】令和8年度「いわてIT企業ガイダンス」の概要

##### (1) 事業内容

県内IT関連企業の企業紹介をオンデマンド形式で実施するもの。企業紹介は、参加企業が作成した動画を盛岡広域振興局が開設・運用するSNSアカウントで公開することにより行う。動画の各掲載ページには、企業ホームページ、インターシップ募集ページ及び企業説明用動画（10分以内）等へのリンク先や問い合わせ窓口を掲載する。

##### (2) 開催期間

令和8年5月から令和9年2月まで

##### (3) 開催方法

オンデマンド開催（YouTube及びInstagram）

##### (4) 主催

盛岡広域振興局

##### (5) 対象者

県内IT関連企業に興味のある学生及び若年層

##### (6) 参加企業

情報系及び理工系学部学生の採用を検討する県内IT関連企業等 25社程度

##### (7) 掲載する企業紹介動画

① PR用動画：1分程度の動画（YouTube及びInstagram）

② 企業説明用動画：10分以内の動画（YouTubeのみ）※ 任意

### (2) 業務名

令和8年度「いわてIT企業ガイダンス」SNS広報業務

### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年11月13日（金）まで

### (4) 広報対象エリア

岩手県内

## 2 委託業務の内容

令和8年度「いわてIT企業ガイダンス」への学生等の参加拡大を図るため、下記(1)から(4)の業務を行う。なお、画像等作成に係る役務費等、業務遂行にあたり発生する費用はすべて委託料に含むものとする。

### (1) Instagram 広告の画像等作成業務

以下に基づく画像又は動画を作成するものとする。

ア 内容 いわてIT企業ガイダンスの開催に係る情報発信

イ 用途 Instagramの広告掲載

ウ 広告デザイン数 広告の展開（ストーリー性）を考慮し、参加者の提案によるものとする。

### (2) Instagram 広告による情報発信

県が開設・運営する Instagram アカウント（IT企業ガイダンス専用）へ効果的に誘導することを目的として、スマートフォンアプリやウェブサイト（以下「媒体」という。）の Instagram 広告出稿をすること。ターゲット層等については、下記の事項を基本とするが、本業務がより効果的に実施できる提案については、変更を可能とする。

ア ターゲット層 18～24歳の学生及び20代の若年層

イ 発信期間 1回目：令和8年5月中旬から6月中旬までの約30日間

2回目：令和8年9月上旬から9月下旬までの約30日間

ウ 地域 岩手県内

エ 表示回数 発信期間1回（約1ヶ月）あたり140,000回以上

オ SNS広告 広告を掲載する媒体は、Instagram とすること。いわてIT企業ガイダンスの開催を掲載するとともに、参加を促すようなデザインの広告とすること。なお、上記仕様を満たしたうえで、他のSNSを併用する提案をすることも可能であること。

カ リンク先（LP）の作成 リンク先ページは県にて指定するもの。作成した広告ページは、受託者が保有又は利用するサーバに配置すること。

### (3) 広報実施後の効果検証

ア SNS広告のインプレッション数やクリック数など、適切なKPIを設定すること。

イ そのKPIに基づき、上記2(2)イの期間中、10日毎に達成状況を県に報告すること。なお、達成状況により、必要に応じて委託者と協議の上、広告の配信地域等を変更することも可能とする。

ウ 業務の成果や課題等についての効果検証を上記2(2)イの各回別に行い、業務完了時に報告書を県に提出すること。

### (4) その他、企画提案コンペで提案を行った取組にかかる業務

企画提案コンペで提案を行った取組について、委託者と協議を行ったうえで実施し、実施にかかる経費は契約金額内で行うこと。

## 3 留意事項

- (1) 受託者は、上記2の各号に掲げる委託業務の内容を誠実に遂行するものとし、本業務の準備及び執行に当たっては、随時、県と協議すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、事前に進行過程を含む全体のスケジュール等を明らかにした実施計画書（様式は任意）を作成し、県に提出すること。
- (3) 制作する画像等は、SNSに掲載可能なサイズとファイル形式とすること。
- (4) 制作する画像等については、県と協議をすること。
- (5) 画像等の制作に関して、使用する音楽素材やイラスト等に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行うこと。また、音楽素材やイラスト等の使用に関して、費用が生じる場合は委託費に含めること。
- (6) 本業務の実施に伴い、本業務との関連を装う偽アカウントの発生や攻撃的な投稿が行われた場合の対応など、SNSを事業活用するうえでのリスク管理の手法を設定するとともに、実際にトラブルが生じた場合には速やかに委託者へ報告し、必要な対応を行うこと。
- (7) 業務完了後、速やかに事業完了報告書（別途、様式を指定）を作成し、提出すること。
- (8) 仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ決定すること。

## 4 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先（商号又は名称）及び再委託しようとする業務の内容等の必要事項について、あらかじめ県に書面で報告しなければならない。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記(1)のイにより、受託者が本業務の一部を委託した第三者による本業務の履行について著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じるとともに、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して書面で提出しなければならない。

### (3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作した成果物及び資料並びにその利用に関する著作権及び所有権等については、原則として、委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。

### (4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

### (5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。